◆在職中（退職後）の手続き一覧　　☆詳細については通知をご確認ください☆

【宮城県教育庁福利課】

項目	在職中の手続き			退職後に届く書類			退職後の手続き		
	期限	提出書類及び必要な手続き	申請（問合せ）先	送付時期	送付書類 等	送付元	事例	必要な手続き（提出書類）	申請（問合せ）先
児童手当		○ 受給権は退職と同時に消滅 ※ 継続不可　ただし、暫定再任用職員（常勤）は継続可 【県への手続は不要】	企画管理班 022-211-3672				○高校生世代までの子どもを扶養し、児童手当を受給している	申請手続き ※退職辞令を持参し、**退職後15日以内**に手続き	・居住地の市区町村 ・配偶者が公務員の場合は勤務先
財形貯蓄	2月末	○本人が契約金融機関に連絡、解約等の手続き ○受付開始時期、手続方法は契約先金融機関へ問合わせ ※継続不可 【県への手続は不要】							
iDeCo（個人型確定拠出年金）	3月末	○本人が契約金融機関又は国民年金基金連合会へ問い合わせ 【県への手続は不要】	運営管理機関等						

【一般財団法人　宮城県教職員互助会】

項目	在職中の手続き			退職後に届く書類			退職後の手続き		
	期限	提出書類及び必要な手続き	申請（問合せ）先	送付時期	送付書類 等	送付元	事例	必要な手続き（提出書類）	申請（問合せ）先
退会餞別金	1月下旬 ～ 3月下旬	・退会餞別金請求書(在会期間3年以上の方)	総務事業班 022-211-3678	退職年の5月中旬	・給付金決定並びに送金通知書	総務事業班			
団体扱い保険	3月下旬	・本人が、契約保険会社等に手続き							

【公立学校共済組合宮城支部】

項目	在職中等の手続き			共済組合から送付する書類			その他（退職後の手続き）		
	期限	提出書類及び必要な手続き	申請（問合せ）先	送付時期	送付書類 等	送付元	事例	必要な手続き（提出書類）	申請（問合せ）先
【健康保険】資格関係	4月上旬	一般組合員退職届書 短期組合員退職届書 ※種別変更する方は提出不要です。（例　一般組合員から短期組合員） ※退職後の健康保険によっては、加入する際に、資格喪失証明書が必要な場合があります。必要な方は事務担当者へ申し出てください。	給付班（資格） 022-211-3676	随時	**資格喪失証明書** **直接自宅へ郵送します。**	給付班	○国民健康保険に加入するとき ○任意継続組合員となるとき ○家族の被扶養者となるとき →家族の健康保険に確認 ○就職するとき →就職先に確認	○資格喪失後14日以内（「資格喪失証明書」の発行が遅れる場合は発行され次第速やか）に居住地の市区町村で手続き ・共済組合発行の「資格喪失証明書」 ・マイナンバーのわかるもの ※20歳未満60歳未満の方は、国民年金の加入手続きも併せて市区町村で行えます	居住地の市区町村
【退職後の健康保険】任意継続組合員		任意継続組合員申出書 **提出期限は①または②** **（マイナ保険証は共済組合で掛金の入金を確認し、関係機関との調整後に使用可能となります。）**		① 3月中旬 ② 4月上旬	・資格情報のお知らせ（全員） ・資格確認書（必要な方のみ） ※これまで使用していた資格確認書を返却 ①掛金振込依頼書　振込期限→3月下旬（前納） （振込期限内に掛金の振込確認ができない場合、前納扱いとはなりません） ②掛金振込依頼書　初回4月分の振込期限→**4月19日** （振込期限内に掛金の振込確認ができない場合、任意継続組合員の資格取消し）		【20歳以上60歳未満の方】 ○国民年金に加入するとき	居住地の市区町村で手続き ・基礎年金番号のわかるもの ・共済組合発行の「資格喪失証明書」	
	① 3月3日	【事前提出】 掛金振込期限　3月下旬							
	② 4月15日	【事前提出締切日以降提出・退職後提出】 掛金振込期限　4月19日※							
年金関係 一般組合員のみ	随時	60歳以上の方で繰上げを希望する方は、給付班まで連絡。	給付班（年金） 022-211-3677	随時	**年金請求書一式**		○年金を請求するとき	・65歳より前に請求する場合	公立学校共済組合本部 年金相談専用電話 **03-5259-1122**
								・65歳から請求する場合 該当時期に自動的に請求書が自宅に送付	請求書に記載あります
貸付関係		貸付未償還金 ○退職手当から控除されます。【手続不要】 ○退職手当からの控除を希望しない場合 →2月15日まで全額繰上償還申出書を提出 **翌月の納付期限日までに全額償還**	経営管理班 022-211-3673	退職年の4月中	退職手当から、貸付金を控除しきれなかった場合 ・振込依頼書	経営管理班			
健康診断				6月中旬から下旬	40歳以上75歳未満の方 **・任意継続組合員（被扶養者含む）の資格を取得された方** **・組合員の被扶養者になる方** → 特定健康診査受診券 ※再就職する、他の健康保険に加入する場合は取扱いが異なる	福利健康班	○特定健康診査受診券を紛失したとき	再発行手続き	福利健康班 **022-211-3675**
福祉保険制度		**手続不要** **○傷病休職給付金は退職後自動で脱退**	公立学校共済組合 福祉保険制度担当 **0120-778-599**	退職年の7月頃	・更新手続書	公立学校共済組合福祉保険制度担当	○脱退したいときなど	更新手続書にて手続き 脱退の申出無し→自動更新	公立学校共済組合 福祉保険制度担当 **0120-778-599**
アイリスプラン		**「年金コース」** ・満60歳以上・・・財団から案内が郵送（12月末頃） ・満60歳未満・・・本人が財団に連絡	（一財）教職員生涯福祉財団サービスセンター **0120-491-294**			（一財）教職員生涯福祉財団サービスセンター			
		「医療・日常事故コース」（1年満期） **・退職後も個人契約として継続可能** **・退職と同時に脱退を希望する場合は財団に連絡**	同上	10月下旬	・満期のお知らせ		○内容変更及び次年度の継続をしない場合 ○住所等の変更	・契約の変更届 →毎年11月中旬頃に締切 ・変更訂正届 →ハンドブック綴込みのハガキ	（一財）教職員生涯福祉財団 サービスセンター **0120-491-294**
		「介護保障コース」（1年満期） **・退職後も個人契約として継続可能** **・退職と同時に脱退を希望する場合は（株）一ツ橋サービスに連絡**	（株）一ツ橋サービス **0120-878-626**	10月	60歳以上の方…契約内容のお知らせ 60歳未満の方…控除証明書			・（株）一ツ橋サービスに連絡 ・変更訂正届 →契約内容のお知らせ又は控除証明同封のハガキ	（株）一ツ橋サービス **0120-878-626**
宿泊施設				資格喪失の1～2か月後	・宿泊施設特別利用者証「やすらぎの宿」	福利健康班	○紛失したとき	再発行手続き	福利健康班 **022-211-3675**

【その他】

項目	在職中の手続き			退職後に届く書類			退職後の手続き		
	期限	提出書類及び必要な手続き	申請（問合せ）先	送付時期	送付書類 等	送付元	事例	必要な手続き（提出書類）	申請（問合せ）先
税金関係				6月下旬	・住民税納税通知書 （住民税は納付書での徴収）	お住まいの市町村	○所得（年金含む）があるとき	・所得税の確定申告 毎年2月中旬～3月中旬	管轄税務署 もしくは市町村の 税金担当窓口